

経 済 産 業 省

20240201貿局第1号
輸入注意事項2024第2号
経済産業省貿易経済協力局

「特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品の輸入承認について」（平成27年11月11日付け輸入注意事項27第19号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和6年2月7日

経済産業省貿易経済協力局長 福永 哲郎

「特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品の輸入承認について」の一部改正について

「特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品の輸入承認について」（平成27年11月11日付け輸入注意事項27第19号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別紙中（14）から（18）までの改正規定 令和7年1月1日
- 二 上記前号以外の改正規定 公布の日

「特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品の輸入承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）
 ○特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品の輸入承認について（平成27年11月11日付け輸入注意事項27第19号）

改 正 後			現 行		
1～3（略） 別紙 特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品 （「これを部品として使用する製品」とは、特定水銀使用製品が取り外されている状態のものを除く。）			1～3（略） 別紙 特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品		
		規制開始日			規制開始日
(1)	(略)	令和2年12月31日（ボタン電池であるアルカリマンガン電池）	(1)	(略)	平成32年12月31日（ボタン電池であるアルカリマンガン電池）
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	—		(略)	—
(2)	(略)	令和2年12月31日	(2)	(略)	平成32年12月31日
(3)・(4)	(略)	(略)	(3)・(4)	(略)	(略)
(5)	(略)	令和2年12月31日	(5)	(略)	平成32年12月31日
(6)・(7)	(略)	(略)	(6)・(7)	(略)	(略)
(8)	(略)	(略)	(8)	(略)	(略)
		令和2年12月31日 （マーキュロクロム液）			平成32年12月31日 （マーキュロクロム液）
(9)	(略)	令和2年12月31日	(9)	(略)	平成32年12月31日
(10)	(略)	令和2年12月31日	(10)	(略)	平成32年12月31日
(11)	(略)	令和2年12月31日	(11)	(略)	平成32年12月31日
	(略)	—		(略)	—
(12)	(略)	令和2年12月31日	(12)	(略)	平成32年12月31日
	(略)	—		(略)	—
(13)	(略)	令和2年12月31日	(13)	(略)	平成32年12月31日
<u>(14)</u>	<u>脈波検査用器具に用いられる ひずみゲージ</u>	<u>令和7年1月1日</u>	(新設)	(新設)	(新設)
<u>(15)</u>	<u>真空ポンプ</u>	<u>令和7年1月1日</u>	(新設)	(新設)	(新設)
<u>(16)</u>	<u>車輪の重量の均衡を保つために車輪に装着して用いられる おもり</u>	<u>令和7年1月1日</u>	(新設)	(新設)	(新設)

<u>(17)</u>	<u>写真フィルム及び印画紙</u>	<u>令和7年1月1日</u>	(新設)	(新設)	(新設)
<u>(18)</u>	<u>宇宙飛行体（人工衛星を含む。）に用いられる推進薬</u>	<u>令和7年1月1日</u>	(新設)	(新設)	(新設)
別紙様式（略）			別紙様式（略）		